

## 決議 実効ある「地球温暖化対策基本法」の制定をめざし、COP16の成功を

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は 2007 年に提出した第 4 次報告（AR4）において、21 世紀末までの温度上昇を「工業化以前」に比べて 2 以下に抑えなければ、地球規模で生態系と人間社会に危険が増大すると警告した。その破局的状況を回避するためには、2015 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を増加から減少に転じさせ（ピークアウト）2050 年までに 2000 年比で 50～85%削減すること、先進国は 2020 年までに 90 年比で 25～40%削減することを勧告している。

国内では、2010 年 5 月 14 日、「地球温暖化対策基本法案」が十分な審議を経ないままに衆議院で強行採決され、同月 21 日に参議院で審議入りしている。同法案で、温室効果ガス排出量を 1990 年比で 2020 年までに 25%削減（中期目標）、2050 年までに 80%削減（長期目標）を目指す数値目標が掲げられたことは評価できる。しかし同法案の内容は、

地球全体の平均温度上昇を 2 以下に抑えることが明記されていない

温暖化問題は日本などの先進国の責任であるにもかかわらず、中期目標の設定に、「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意」という国際情勢に依存する前提条件を置いている

審議で多くの異論が出され、AR4 で「安全性、核兵器拡散、核廃棄物の問題」が指摘されるなど、深刻な問題点を抱える原子力発電の増設等や原子力開発の促進を規定している  
技術的に十分実現可能であるにもかかわらず、2020 年の再生可能エネルギー供給量を 1 次エネルギー供給量比で 10%と低い水準にとどめている

など、今後日本で実効性のある温暖化対策を推進するには甚だ不十分である。

私たちは、少なくとも「25%削減」の中期目標の設定が必要かつ実現可能と考える。何よりも「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会のあり方を抜本的に改め、「省エネ技術の開発と普及」ならびに「不要不急の生産活動や公共事業の縮減」が必要であり、エネルギー供給では化石燃料や原子力発電から再生可能エネルギーへの移行が不可欠である。省エネ対策や太陽光・風力発電の設置は、新たな国内基幹産業となり、雇用創出、経済波及効果などの好影響をもたらす。ところで、軍事活動は、莫大な二酸化炭素排出や生態系劣化を伴うものである。平和憲法を持つ日本こそ、最悪の環境負荷要因たる軍事部門を聖域化せず、核兵器廃絶や抜本的軍縮を世界に提起し、自ら率先実行することも忘れてはならない。参議院では、これらの課題を徹底審議し、実効ある「地球温暖化対策基本法」に抜本修正すべきである。

国際情勢をみると、2009 年 12 月開催の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議および京都議定書第 5 回締約国会合（COP15/CMP5）は、京都議定書の第一約束期間（2008～12 年）の過ぎる 2013 年以降の温暖化対策の枠組み（中・長期目標の設定など）策定が期待されたが、事実上頓挫した。だが、温暖化問題が解決されない限り、京都議定書をより強化した国際的な温暖化対策の枠組みの構築が不可欠である。数値目標の設定を拒んできた中国やインドなどの途上国が自国の排出抑制の数値目標を提示するなど、前向きな状況も見られる。

私たちは、日本政府に対し、実効ある「地球温暖化対策基本法」を制定し国内対策を進めることを要求するとともに、2010 年 12 月にメキシコで開催予定の COP16/CMP6 において、IPCC の厳しい警告に沿って野心的な温室効果ガス排出量削減の中・長期目標を設定するよう、強いリーダーシップを発揮していくことを強く求める。日本科学者会議は、温暖化問題とその対策について広く研究者・運動体と連携して科学者運動を進めるとともに、科学者の責任を自覚して社会に働きかけていく決意である。

2010 年 5 月 30 日

日本科学者会議第 41 回定期大会